

災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針

令和5年5月 防災危機管理課

1 趣旨

災害対策基本法第2条第1号に規定された災害が発生した場合において、行方不明者、安否不明者及び死者の氏名等を山口県が公表することにより、被災者を早期に特定し、救出・救助活動の円滑化・効率化や誤情報の伝達防止等を図ることを目的とする。

2 公表基準

災害時における行方不明者等の氏名等については、次の要件をすべて満たす場合に、公表するものとする。

(1) 安否不明者

- ① 公表することにより、救出・救助活動の円滑化・効率化に資すると見込まれること
- ② 市町において住民基本台帳の閲覧制限が措置されていないこと及び本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情がないこと。

(2) 行方不明者

- ① 公表することにより、救出・救助活動の円滑化・効率化に資すると見込まれること
- ② 市町において住民基本台帳の閲覧制限が措置されていないこと及び本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情がないこと。
- ③ 家族等の同意があること (※)

※ 円滑な救出・救助活動のために氏名等を公表する必要性が特に認められる場合は、家族等の同意を得ずに、知事の判断により公表できるものとする。

(3) 死者

- ① 死亡の事実及び身元情報が確定していること
- ② 遺族の同意があること
- ③ 市町において、住民基本台帳の閲覧制限が措置されていないこと及び本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情がないこと。

行方不明者：当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者。

安否不明者：行方不明者となる疑いのある者。

死者：当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。

3 公表する情報

公表する情報は、住所（大字まで）、氏名、性別とし、死者については、被災場所、年齢も公表する。

※ 行方不明者及び安否不明者の年齢は可能な場合に限って公表する（住民基本台帳の生年月日から年齢を計算する場合、業務の負担が大きく、迅速な公表に支障をきたすおそれがあるため。）。

参考

被災者区分	要件（全て○の場合に公表）			公表 非公表	公表・非公表の理由
	救出・救助 の円滑化	住基閲覧 制限なし等	家族等(遺族) の同意		
安否不明者	○	○	/	公表	救出・救助の円滑・効率化
	○	×		非公表	本人又は第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため
	×	○			円滑な救出・救助が見込めず
行方不明者	○	○	○	公表	救出・救助の円滑・効率化
	○	○	×	非公表	本人又は第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため
	○	×	○		円滑な救出・救助が見込めず
	×	○	○		
死者 [身元情報が確定]	/	○	○	公表	誤情報の伝達防止等のため
		○	×	非公表	本人又は第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため
		×	○		